子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とすることとした。（第一条関係）

㈡　基本理念

一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと等とした。（第二条関係）

2　子ども・若者育成支援施策

㈠　子ども・若者育成支援推進大綱

子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援大綱」という。）を作成しなければならないこととした。（第八条関係）

㈡　都道府県（市町村）子ども・若者計画

都道府県及び市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めることとした。（第九条関係）

㈢　社会環境の整備

国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めることとした。（第一一条関係）

㈣　子ども・若者総合相談センター

地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めることとした。（第一三条関係）

3　子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

㈠　関係機関等による支援

修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する関係機関等による支援について定めることとした。（第一五条関係）

㈡　調査研究の推進、人材の養成等

国及び地方公共団体は、㈠の支援の方法等に関する調査研究を行うよう努めるとともに、人材の養成等に必要な施策を講ずるよう努めることとした。（第一七条及び第一八条関係）

㈢　子ども・若者支援地域協議会、子ども・若者支援調整機関及び子ども・若者指定支援機関

子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）、子ども・若者支援調整機関及び子ども・若者指定支援機関について定めることとした。（第一九条、第二一条及び第二二条関係）

㈣　秘密保持義務

㈢で定めた協議会の事務等に従事する者又は協議会の事務等に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務等に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。（第二四条関係）

4　子ども・若者育成支援推進本部

㈠　設置

内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置くこととした。（第二六条関係）

㈡　所掌事務等

⑴　本部は、次に掲げる事務をつかさどることとした。（第二七条第一項関係）

イ　子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。

ロ　イに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要な事項について審議すること。

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

⑵　本部は、⑴のイに掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くこととした。（第二七条第二項関係）

㈢　組織

本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織することとした。（第二五条関係）

5　罰則

所要の罰則を設けることとした。（第三四条関係）

6　附則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

---

## ◇エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（法律第七二号）（経済産業省）

1　この法律は、エネルギー供給事業者によって供給されるエネルギーの供給源の相当部分を化石燃料が占めており、かつ、エネルギー供給事業に係る環境への負荷を低減することが重要となっている状況にかんがみ、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用を促進するために必要な措置を講ずることにより、エネルギー供給事業の持続的かつ健全な発展を通じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　この法律における「エネルギー供給事業者」、「非化石エネルギー源」、「再生可能エネルギー源」、「化石エネルギー原料」等を定義することとした。（第二条関係）

3　基本方針等関係

㈠　経済産業大臣は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用等の促進に関し、エネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項等について基本方針を定め、公表することとした。（第三条関係）

㈡　エネルギー供給事業者は、基本方針の定めるところに留意して、非化石エネルギー源の利用等の促進に努めなければならないこととした。（第四条関係）

4　特定エネルギー供給事業者等に係る措置関係

㈠　経済産業大臣は、特定エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び特定燃料製品供給事業者による化石エネルギー原料の有効な利用の適確な実施を図るため、その利用の目標、当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置等に関し、判断の基準となるべき事項を定め、公表等することとした。（第五条及び第九条関係）

㈡　経済産業大臣は、特定エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用等の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指導及び助言をすることができることとした。（第六条及び第一〇条関係）

㈢　前事業年度において、電気等の供給量が一定要件に該当する特定エネルギー供給事業者等は、4の㈠の判断の基準となるべき事項において定められた非化石エネルギー源の利用の目標等の達成のための計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならないこととした。（第七条及び第一一条関係）